

コーポレートガバナンス基本方針

2015年11月10日制定

2021年6月29日改正

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(基本的な考え方)

第1条 当社は、「経営理念」の一節に掲げている「株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す」との考えの下、透明性・客観性・健全性を確保した迅速かつ確かな経営により、企業価値の最大化を実現することを、コーポレートガバナンスの基本的な考え方とする。

第2章 コーポレートガバナンスに関する基本方針

(基本方針)

第2条 前条の基本的な考え方に基づき、当社はコーポレートガバナンスに関し、次の方針で取り組む。

1. 当社は、少数株主及び外国人株主を含む当社の株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応する。
2. 当社は、次のとおり「経営理念」及び「経営信条」を定め、当社グループ企業の行動原則として「シャープグループ企業行動憲章」を、すべての役員及び従業員の行動規準として「シャープ行動規範」を定め、健全な事業活動を推進することによって様々なステークホルダーの要請に応えるよう努める。

経営理念

いたずらに規模のみを追わず、誠意と独自の技術をもって、広く世界の文化と福祉の向上に貢献する。

会社に働く人々の能力開発と生活福祉の向上に努め、会社の発展と一人一人の幸せとの一致をはかる。

株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す。

経営信条

二意専心

誠意と創意

この二意に溢れる仕事こそ、人々に心からの満足と喜びをもたらす真に社会への貢献となる。

誠意は人の道なり、すべての仕事にまごころを

和は力なり、共に信じて結束を

礼儀は美なり、互いに感謝と尊敬を

創意は進歩なり、常に工夫と改善を

勇気は生き甲斐の源なり、進んで取り組み困難に

3. 当社は、法令等に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、主体的に、株主をはじめとするステークホルダーに対し、非財務情報を含め、有用かつ分かりやすい情報を開示・提供するよう努める。
4. 当社は、取締役会による経営戦略及び経営計画の策定、業務執行取締役による迅速かつ効率的な業務執行、取締役会による独立した客観的な立場からの業務執行の監督により、収益力・資本効率等の改善を促し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る。
5. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会における株主との対話はもとより、様々な機会において、株主を含むステークホルダーとの間で建設的な対話を行う。

② 前条及び前項のほか、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、次条以下に当社の方針を定める。

第3章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利の確保)

第3条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応する。

(株主総会における権利行使)

第4条 当社は、株主総会における株主との対話を重視し、適切な情報提供や議決権を行使しやすい環境を整えるなど、株主総会における権利行使に係る適切な環境の整備に努める。

(資本政策)

第5条 当社は、中期経営計画を着実に実行し、各事業の収益改善を図り、当期純利益を確保することにより、自己資本の充実に努める。

- ② 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会において、その必要性と合理性について十分審議し、適正な手続を確保する。また、適切な開示等により、株主及び投資家に十分な説明を行う。

(株式の政策保有)

第6条 当社は、経営戦略、事業提携、取引先との取引関係の維持・強化等を総合的に勘案して、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合、上場会社の株式を政策的に保有することがある。この場合、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを、毎年取締役会で検証する。

- ② 当社が保有する政策保有株式の議決権については、当社と政策保有先企業双方の中長期的な企業価値向上の観点から行使の判断を行う。

(関連当事者との取引)

第7条 当社は、当社取締役との間で直接取引を行う場合その他会社法に定める利益相反取引に該当する取引については、取締役会において当該取引の内容等を説明の上、承認を得ることとし、利益相反取引を行った取締役は、当該取引の状況等について取締役会に報告する。

- ② 当社は、関連当事者のうち取締役会で定める取引について、その決定に先立ち必要性・合理性・妥当性を審査するため、特別委員会を設ける。
- ③ 前項に定めるもののほか、当社は、関連当事者間の取引について、毎年調査を実施し、当該取引は法令等に従い、適切に開示する。

第4章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(行動規範)

第8条 当社は、第2条第1項第2号に定める「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社グループの役員及び従業員に周知し、実践する。「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」は、企業の社会的責任の観点から、適時に見直しを行うものとする。

※「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」について

<http://www.sharp.co.jp/corporate/info/charter/index.html>

(サステナビリティ)

第9条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題等に関する重点施策を審議・決定する委員会を設け、当社グループにおける展開を図る。

(多様性の確保)

第10条 当社は、「会社に働く人々の能力開発と生活福祉の向上に努め、会社の発展と一人一人の幸せとの一致をはかる」との「経営理念」に基づき、女性社員の活躍推進、障がい者雇用促進、高齢者の再雇用、外国籍社員（国内勤務）の活躍推進等ダイバーシティの推進に努める。

(内部通報)

第11条 当社は、「シャープ行動規範」及び「内部統制に関する基本方針」に、内部通報に関する体制整備の基本的な考え方を定め、これに基づき情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止等その適正な運用に係る社内規程を整備の上、取締役及び従業員に周知し、適切に運用する。

- ② 内部通報制度の運用状況については、取締役会議長を委員長とし取締役会の諮問機関として設ける「内部統制委員会」においてモニターし、特に重要な事項が生じた場合は、「内部統制委員会」の委員長が取締役に報告する。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第12条 シャープ企業年金基金は、長期的に安定した運用収益を確保して年金等の給付に備えることを目的に、リスクを勘案して政策的資産構成割合を策定し、適切に分散した資産運用をしている。

- ② 年金資産運用の専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるように、運用担当者には適切な資質を持った人材を配置し、かつ、専門家として年金資産運用コンサルタントを採用している。
- ③ 意思決定機関として理事会・代議員会が機能しており、資産運用についての基本事項に関する審議・検討機関としての年金資産運用委員会には社内の財務・会計等の専門家をメンバーに入れている。

第5章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第13条 当社は、会社法、金融商品取引法その他の法令及び東京証券取引所が定める規則に基づく開示を適切に行うことはもとより、各種の報告書や当社Webサイトにより、非財務情報を含めた情報の開示を積極的に行うものとする。

(外部会計監査人)

第14条 当社は、会計監査人の責務を認識し、適正な監査を確保するため、経理部門が適切に対応すると共に、監査等委員会及び経理部門その他関係部門が会計監査人と連携し、監査日程や監査体制の確保に努める。

第6章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

第15条 取締役会は、経営戦略や中期及び各事業年度の経営計画の策定その他の業務執行について意思決定を行うに当たっては、第2条第1項第2号に掲げる「経営理念」及び「経営信条」を判断の基礎とする。

- ② 取締役会は、重要な業務執行を決定するに当たっては、業務執行の最高の審議機関として設ける「経営戦略会議」等におけるリスク及び対応策等の評価を踏まえ、独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行う。
- ③ 取締役会は、その諮問機関である「内部統制委員会」における検討等を踏まえ、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

(監査等委員及び監査等委員会の役割・責務)

第16条 監査等委員及び監査等委員会は、当社の健全で持続的な成長と良質な企業統治体制（コーポレートガバナンス）の確立を図り、株主の負託と社会の要請に応えるため、独立した機関として取締役の職務の執行を監査する。

- ② 監査等委員は、取締役会に出席するほか、「経営戦略会議」その他当社の重要な会議に出席することができるものとし、取締役、従業員、会計監査人等から受けた報告内容の検証、会社の業務に関する調査等を行い、取締役又は従業員に対する助言・勧告その他必要な措置を講じる。

(受託者責任)

第17条 取締役は、当社の企業価値の向上が株主に対する受託者としての責任である旨を認識して行動するとともに、株主をはじめステークホルダーに対して適切に説明責任を果たす。

(経営の監督と執行等)

第18条 当社は、取締役会の意思決定に透明性・客観性を確保するため、取締役のうち複数名を、社会・経済動向や経営等の分野に関する高い見識や豊富な経験を有する社外取締役とするものとし、別途定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づき独立性のある社外取締役（以下、「独立社外取締役」という。）を選任する。

※「社外取締役の独立性判断基準」について

<https://corporate.jp.sharp/ir/governance/policy/>

(独立社外取締役の役割・責務等)

第19条 当社は、独立社外取締役に期待される重要な役割・責務を認識し、複数の独立社外取締役を選任する。

- ② 当社は、第8条に定める「特別委員会」並びに次条に定める「指名委員会」及び「報酬委員会」の構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役が務めることとするなど、独立社外取締役の有効な活用を図り、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督機能を強化するものとする。

(任意の仕組みの活用)

第20条 当社は、取締役の候補者の推薦、報酬の決定等について、客観性、透明性を確保するため、構成員の過半数が独立社外取締役で、かつ委員長を独立社外取締役が務める任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設ける。

(取締役会・監査等委員会の実効性の確保)

第21条 取締役会は、当社グループの事業に精通した業務執行取締役と、社会・経済動向や経営等の分野に関する高い見識や豊富な経験を有する人材から選任する社外取締役等で構成することとし、員数は20名以内とする。

- ② 当社は、取締役会の実効性が確保されるよう、機能向上に資する施策を行うことに努める。
③ 当社は、監査等委員会の実効性が確保されるよう、複数の独立性のある監査等委員を選任する。また、監査等委員のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者とする。

(取締役会の審議の活性化)

第22条 社外取締役をはじめ各取締役は、それぞれの経験等を踏まえ、決議事項・報告事項に対する意見や質問を自由に述べ、これに基づき建設的な議論や意見交換を行うよう努める。また、審議の活性化に資する施策を積極的に検討するものとする。

(情報入手と支援体制)

第23条 取締役は、その役割・責務を果たすため、能動的な情報入手に努め、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるものとする。

- ② 業務執行取締役は、「経営戦略会議」その他当社の重要な会議への出席等を通じ、業務執行に関する重要案件について情報を入手するとともに、課題と対応等について確認する。
③ 当社は、社外取締役からの情報入手等の要請に適時に対応できる体制を整えるとともに、取締役会を担当する部門を設け、取締役会の運営の支援を行う。
④ 当社は、監査等委員の情報入手等の支援を行うため、監査等委員を補助する専任の従業員により構成される部門を設ける。

(取締役のトレーニング)

第24条 当社は、取締役に対し、期待される役割・責務や必要とされる知識等を踏まえた研修等を必要に応じて実施するほか、各取締役に適合したトレーニングの機会の斡旋やその費用の支援を行う。

- ② 当社は、社外取締役に対しては、就任前後に当社グループの事業、経営状況、組織等についてレクチャーするとともに、就任後も必要に応じ、事業所の視察その他これらを継続的に更新する機会を提供する。

第7章 株主との対話

(株主との建設的な対話)

第25条 当社は、株主を含むステークホルダーとの間で建設的な対話を促進すべく、その体制を整備する。

(経営戦略や経営計画の策定・公表)

第26条 当社は、適宜、経営方針の説明会を実施し、資料を当社Webサイトに公表する。

- ② 当社は、経営計画等の策定・公表に当たっては、当該時点における経済情勢、当社の状況等を十分検討の上、目標値を定めるとともに、その達成に向けた施策について具体的な説明を行う。

※「経営方針説明会」について

https://corporate.jp.sharp/ir/event/policy_meeting/

以 上